

名称	目的	資格	研究期間	受入申請	期間変更	注1	注2運用
客員連携研究員受入れ内規 (H15.10.22制定、H18.2.22改正、H20.7.9改正)	本研究科において一定期間、 高度な連携推進能力を有する国内外の研究者・実務経験者と共同して 産官学連携、地域連携、知財戦略などの連携を遂行する必要がある場合、「新領域創成科学研究科客員連携研究員」を置くことができる。	研究員は、原則として 民間企業等以外の常勤の研究者 であって、 博士の学位を有するかそれに相当する研究歴 を有する者、あるいは相当の実務経験のある者でなければならない。	研究期間は、 1か月以上1年以内 とする。必要あるときは、期間を延長することができる。	受入教員は、1か月前までに指定の様式により新領域創成科学研究科長宛申請しなければならない。 ・新領域創成科学研究科客員連携研究員受入れ申請書	研究員の受入承認後、期間に変更が生じた場合には、受入教員は所定の様式により、速やかに新領域創成科学研究科長に報告しなければならない。 ・新領域創成科学研究科客員連携研究員期間変更・延長願	民間企業等の常勤の研究者を客員連携研究員として受け入れる場合には、企画室で審議するものとする。 (新領域創成科学研究科客員連携研究員受入れ内規に関する申し合わせ 平成20年7月9日改正) 【運用】所属企業の業務としてではなく個人での受入の場合、所属企業代表者と本人の連名で、本務とは関係ない旨の宣言書を添付いただき企画室審議とする	
客員共同研究員受入れ内規 (H12.2.9制定、H18.3.22改正、H26.6.11改正)	本研究科において一定期間、 高度な研究能力を有する国内外の研究者と共同して 研究を遂行する必要がある場合、「新領域創成科学研究科客員共同研究員」を置くことができる。	研究員は、 博士の学位を有するか、それに相当する研究歴 を有する者でなければならない。	研究期間は、 原則として14日以上1年以内 とする。その他、特別の事情があるとき認められるときは、期間を延長することができる。	受入れ教員は、1か月前までに所定の様式により新領域創成科学研究科長宛申請しなければならない。 ・新領域創成科学研究科客員共同研究員受入れ申請書 ・日本学術振興会(特別研究員等)受入れ申請書	研究員の受入れ承認後、期間に変更が生じた場合には、受入れ教員は所定の様式により、速やかに新領域創成科学研究科長に報告しなければならない。 ・新領域創成科学研究科客員共同研究員期間変更・延長願 ・特別研究員等の研究期間変更による客員共同研究員期間変更・延長願	「新領域創成科学研究科客員共同研究員受入れ内規」の適用を受け、 客員共同研究員は、原則として常勤の職に就いていない者とする。ただし、外国の研究機関等に所属している者はこの限りではない。 (客員共同研究員及び外国人協力研究員受入れ内規申合せ 平成12年2月9日制定)	客員共同研究員及び外国人協力研究員受入れの申請に当たって、本研究科において受入れられるための必要条件を満たしているか審議するため、申請書とともに、「本人の略歴」「研究業績」「本研究科における研究計画」を資料として添付する。 ただし、日本学術振興会特別研究員等の申請は、「本人の略歴」「研究業績」を省略できることとし、研究期間は、「新領域創成科学研究科客員共同研究員受入れ内規」第3条にかかわらず、日本学術振興会特別研究員等としての受入れ期間とすることができる。 (客員共同研究員及び外国人協力研究員受入れ内規申合せ 平成12年2月9日制定)
外国人協力研究員受入れ内規 (H11.9.22制定、H18.3.22改正)	本研究科において一定期間、 外国人の研究者の協力が必要となる場合 、「新領域創成科学研究科外国人協力研究員」を置くことができる。	博士の学位取得以前 の研究者で、 修士課程修了の者、又はこれと同等以上の研究能力を有する者 でなければならない。	研究期間は、 原則として14日以上1年以内 とする。ただし、特別の事情があるとき認められるときは、期間を延長することができる。	受入れ教員は、1か月前までに所定の様式により新領域創成科学研究科長宛申請しなければならない。 ・新領域創成科学研究科外国人協力研究員受入れ申請書	研究員の受入れ承認後、期間に変更が生じた場合には、受入れ教員は所定の様式により、速やかに新領域創成科学研究科長に報告しなければならない。 ・新領域創成科学研究科外国人協力研究員期間変更・延長願	「新領域創成科学研究科外国人協力研究員受入れ内規」は、 共同して研究を行う必要がある外国人の研究者を受け入れるための内規であり、教育を受けるべき立場の者に適用するためのものではない。 よって、外国人協力研究員として受け入れた者が本研究科の博士後期課程を受験することは原則として認めない。 (客員共同研究員及び外国人協力研究員受入れ内規申合せ 平成12年2月9日制定)	
附属施設協力研究員受入れ内規 (H18.2.22制定)	本研究科 附属施設において一定期間、高度な知識、実務経験、研究推進能力を有する研究者の協力が必要となる場合 、「新領域創成科学研究科附属施設協力研究員」を置くことができる。	研究員は、 修士課程修了の者、又はこれと同等以上の研究能力 あるいは 実務経験を有する者 でなければならない。	研究期間は、 原則として14日以上1年以内 とする。ただし、特別の事情があるとき認められるときは、期間を延長することができる。	受入れ教員は、1か月前までに所定の様式により新領域創成科学研究科長宛申請しなければならない。 ・新領域創成科学研究科附属施設協力研究員受入れ申請書	研究員の受入れ承認後、期間に変更が生じた場合には、受入れ教員は所定の様式により、速やかに新領域創成科学研究科長に報告しなければならない。 ・新領域創成科学研究科附属施設協力研究員期間変更・延長願		